

(表)

|            |  |
|------------|--|
| 9センチメートル   |  |
| 5.5センチメートル | 第 _____ 号<br>官職 _____<br>氏名 _____  |
|            | 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク<br>支援機構法第31条第2項及び独立行政法人通則法第64条第2項<br>の規定による検査員証 |
|            | 年 月 日 発 行<br>年 月 日 限り有効  |
| 総務大臣       | 印  |

(裏)

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法抜粋

第31条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第15条第1項の規定による委託若しくは同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による再委託又は第18条第1項の規定による委託若しくは同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者に対し、その委託若しくは再委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所に立ち入り、その委託若しくは再委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第38条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第18条の4第3項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第31条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第38条の2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

独立行政法人通則法抜粋

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第70条 第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。